石川県立総合看護専門学校における倫理指針

１　指針の目的

　教員が看護倫理を基盤に据えた看護職を育成するための基本的な考え方を示すものである。

1. 教員が学生に対して行う教育活動の倫理的指針となる。
2. 教員が看護職として身につけるべき倫理観を育成する際に活用できる指針となる。
3. 石川県立総合看護専門学校（以下「学校」という）において行う教育活動の倫理的指針となる。
4. 学生が、教育および評価の対象となる際、その学生の権利を擁護する指針となる。

２　指針の適用範囲と活用方法

２－１　対象

1. 学校に関わる全ての教員
2. 学校に従事する全職員

２－２　適用範囲

　指針は、教員が、教育活動全般において学生の権利を擁護できるよう、留意すべき倫理的配慮について示すと同時に、看護ケアを受ける人々の権利を擁護できる人材育成のために、教育方法の責務について示すものである。

２－３　活用方法

　教員が教育活動全般において学生の権利を擁護できているかを評価・検討する、あるいは看護ケアを受ける人々の権利を擁護できる人材育成のための教育方法を評価・検討するためにも活用していく。

３　本指針の基本理念

　日本国憲法において学問の自由、思想、および教育を受ける権利が保障されている。また教育基本法第１条において「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」とされている。看護学教育はこれらの法律を遵守し、学生の学問の自由、思想、良心の自由、平等、公平および教育を受ける権利を保障し、真理と正義を愛し、個人の自由を尊び、勤労と責任を重んじ、自律的精神に満ちた心身ともに健康な看護職の育成を期して行うことを基本理念とするものである。

　教員は、この基本理念に基づき、学生の権利を擁護し、同時に学生を通して看護ケアを受け入れる人々の権利も擁護するという二重の倫理的配慮が必要とされる。この倫理的配慮は看護学教育に携わるすべてのものが共通認識するものであり、教育目標の達成において重要である。

３－１　看護学教育を行う上での倫理原則

　看護職には、日本看護協会の「看護者の倫理綱領」、また、看護実践上の倫理的概念であるアボドガシー（擁護）、アカウンタビリティ（責任と責務）、協同、ケアリングの原則に則った看護を実施することが期待されている。それゆえに、看護職を教育する本学校においても、善行（無害）、人間としての尊厳の尊重・誠実・公正・真実性、機密保持の倫理原則を基本とし、さらに「看護者の倫理綱領」、アボドガシー、アカウンタビリティ、協同、ケアリングの原則に準拠することがのぞまれる。

　倫理原則を遵守し、看護実践上の倫理的概念を具現化できる看護職を育成していくためには、教育課程全般にわたって、学生自身が尊重され、倫理的に配慮された学習環境を整えることが重要である。また教員自らがモデルとなり、学生の看護の対象となる人々を尊重し、倫理原則を踏まえて行動する姿を学生に示すことも重要となる。

４　看護学教育を行う上での教員の倫理

　教員は教育の場における学生の立場を認識し、学生が一人の人格として尊重される教育環境において学習を進めていけるよう教員としての役割を認識する。そして、教育者としての倫理観と、看護職としての倫理観を併せもち、看護サービスの利用者に対する倫理的姿勢に関して、学生が習得していくことを支援する責務を負う。

４－１　教員の基本姿勢

　教員は、学生の看護ケアの学習における権利が擁護できると同時に、看護ケアを受ける人々にも倫理的に配慮したケアの実践ができるように教育目標を慎重に吟味し、設定する。学生や学生の看護ケアを受け入れる人々だけではなく、様々な専門職種や臨床施設等で多くの人々の協力、支援、指導があって学習目標が達成できることから、これらの人々に対して謙虚な姿勢でのぞむ。また、教員は学生に対して的確な指導や評価ができるよう看護実践能力及び実践教育・評価能力向上の自己研鑽に努める。

４－２　学生に対する倫理的配慮

　学問の自由、思想・良心の自由、自律および教育を受ける権利を遵守し、善行（無害）、人間としての尊厳の尊重・誠実・公正・真実性・機密保持の倫理原則を柱に教員が留意すべき倫理的配慮を以下の通りとする。

１）看護学教育目標達成に最善の努力をする

２）第一義的責任は学生の擁護であり、この責任は看護学教育を遂行するなかで最優

　　先する。

1. 学生のケアを受ける人々の個人情報の守秘と保護に努め、教育、指導する。
2. 学生のケアを受ける人々の権利と擁護と同様、安全、安寧を損なわないよう個人衛生に努め、感染症にり患しないよう教育・指導する。
3. 学生が実習や研究を行うにあたって、対象となる人々の意思を尊重しかつ慎重に確認する。
4. 教員は自己の権欲のために学生を心理的に操作、あるいは利用しない。
5. 教員は学生のケアを受ける人々に倫理的な行動モデルを示す。
6. 教員は看護職としてのモデルを示す。
7. 教員は教員としてだけではなく、一人の社会人としてのモデルを示す。

４－３　ハラスメント

　教育環境にあってはセクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント等の人権侵害があってはならない。

　看護技術の学習などでは、教員（評価者）－学生（被評価者）という関係から、強制的な力が生じやすい関係にあることを教員は認識する。

　教員は教育の場における自らの立場を見直し、学生が看護職を目指して学ぶ喜びや、自らの成長や看護職としての発展に関わる希望を育んでいく過程を保障する。強制されているように感じるような教育、あるいは教育に携わる人々の間に起こるハラスメントは、そこに倫理的問題が潜んでいる可能性があり、詳細に検討する。

４－４　倫理教育を行う教員自身の責務

　教育の場では、教員がいかなる資質を備えているか、また教員としての資質向上のために自己研鑽にいかに努めているかが問われている。すなわち倫理教育においては、教員の倫理観が重要な要因になるということを認識する。教員自身が教育倫理、看護倫理について知識を深め、教育および医療の場における現実的な倫理的課題に目を向け、適切な判断の下に倫理的行動がとれる素養をもっていることが必要であり、そのための力量を高めていくことを責務とする。

　学生に尊厳ある個人として接する。看護実践を通した良い学びは、学生が委縮せず自己の考えを生き生きと述べることができ、可能性を発揮できる教育環境や人間関係づくりを促進する。

　また、看護職としてモデルとなる。学生の学習意欲を育むために、教員自らが看護職としての自覚と誇りをもち、自己の看護観を認識し、学生に伝えたいと考えている事柄を明確に意識し、その姿勢を教育の場で示していく。

４－５　教員としての学生に対する責務

　教員は個々にもつ学習への意欲を育み、人間的な成長とともに看護職としの資質を身に着け発展していくことを保障する役割を担う。そのためには、学生の立場に立つことが要求される。学生が一人の人間として、かつ学生としても権利がおびやかされることのない学習環境の整備を行うことを責務とする。学生一人ひとりが大切にされていると実感できる教育環境は、倫理的教育の基盤である。

　教育を進めていく過程において、医療場面における患者へのインフォームドコンセントと同様に、教育の場においては、学生へのインフォームドコンセントについても配慮する。

５　看護学教育の内容・方法における倫理

　看護学教育の内容・方法における倫理は講義・演習・実習において配慮される。学生の倫理性を培い、看護職としての倫理観を育成するには全教育課程において考慮される。

５－１　倫理教育の内容に関する責務

　看護学教育における倫理は看護職としての職業倫理に根ざして、医療場面における利用者の権利擁護や個人の尊厳の保持、生命倫理に基づく対応や、医療チーム間の人間関係における倫理等、多様な内容を含んでいる。学生にはこれらの内容を学習の進行過程のなかで徐々に学習していく。学生の倫理観を育成する立場から、これらの多様な内容が学習過程の全期間を通して、どのように効果的に教育できるかを考慮して、多様な側面および価値観を包含するカリキュラムを作成する責務を有する。

　そのためには、講義のなかでも基礎科目、専門基礎科目と専門科目が有機的に関係性をもつように内容を構築し、演習や臨地実習では、学習した知識を実践的・具体的に体験でき、倫理的な感受性を惹起するための方法を工夫することも検討し、教育課程のなかに反映することがのぞまれる。また看護基礎教育は、高い倫理観をもった看護職としての基礎的能力を修得し、さらに自らを発展させるための基礎を学習する場でもあるため、学生の主体性や自律性を尊重できる教育的配慮やカリキュラムが必要であるとともに、教員においても、倫理の姿勢を育成することが責務である。

５－２　方法

５－２－１　講義

　知識伝達に最も適しているといわれる講義においては、教授すべき知識内容を精選する。学生のレディネスを十分に配慮した教授方法を工夫する。また学生が受動的になりやすい講義形態においては、発問や質疑応答など能動性を高める工夫がのぞまれる。

　教授内容・方法の工夫や、講義時の教員の熱意ある姿勢は、学生にとっては人間の真摯な誠実さを学ぶことにつながり、また学生が尊重されていることを日々の学習のなかで感知することにつながる。それがひいては学生の倫理性を涵養する源となる。

５－２－２　演習（校内実習）

　看護学教育における演習では、主に看護技術の学習・習得が目指されており、学生は、看護職役割と同時に患者役割もとりながら学習が進められている。学生が患者役割を体験しながらの学習は意義のあることではあるが、学生の安全の保証と学生へのインフォームドコンセントが必要である。

　演習という授業形態をとることは、技術を修得する上では不可欠であるが、いかなる看護技術も看護を利用する人の安全・安楽と快適さをめざしたものであり、技術教育においては、人間としての尊厳の尊重を基盤に据えて教授内容・教育方法を考える。

５－２－３　実習（臨地実習）

　看護学教育における大きな特徴が、実習教育である。実習という授業形態における

学習では、学生と看護の対象となる人々（以下、利用者）との関係になしには成り立ち得ない以上、実習は倫理性が最も問われる授業であることを、教員は十分に認識する。

　実習は、学生にとって、利用者ばかりではなく、臨地の指導者である看護職をはじめ医師やさまざまな職種の保健医療従事者に接する学習であり、学習内容に関わるストレスに加え、種々のストレス下におかれることになる。そこでは教員は学生の権利の擁護者であるとともに利用者に対しては看護の質の保証に責務をもつという二重の倫理的責務を有している。

1. 実習環境の保証

　教員は、学生の利益を尊重した意義ある実習ができるような人的・物理的環境を調整する。そこで教員は、利用者や学生に倫理的な配慮が十分行われていることを確認しながら、利用者、実習施設のスタッフと良好な関係を形成し、学生と利用者ならびにスタッフとの関わりを支援し、実習内容を調整する。

1. 看護の質の保証

　臨地実習においては看護を必要とする人々の安全を確保し、適切な看護を提供することを最優先させる。教員は、学生が「看護の倫理綱領」に基づいた実践を行うこと、学生の対応不可能な部分を実習施設のスタッフと連携、協力して十分に補完し、看護の質を保証することについての責務を有する。そのため、教員は、十分な看護実践能力の修得が必要である。

教員は、学習の対象となる利用者が不必要なケアや倫理的配慮を欠く看護によって負担や不利益を受けることのないよう学生と共に看護計画を十分に検討して看護ケアの提供においては安全に留意した支援を行う。また実習の期間を通して、対象者の権利が擁護されているか、看護の質が保証されているかを確認する。

1. 学生の倫理観の育成

　教員は、学生の倫理観の育成に努めるとともに、実習において学生が利用者や学生自身に倫理的な問題があると判断した場合や疑問を感じた場合には、相談に応じ、解決に向けた適切な対応を行う。倫理的問題への気づきから問題解決のプロセスを通して、保健医療場面における利用者の権利擁護や個人の尊厳の保持、生命倫理に基づく対応や、利用者を取り巻く家族並びに、医療チーム間の人間関係における倫理調整等について具体的に学習する機会とする。

1. 実習評価

　教員は自己の実習指導について、客観的かつ適正に評価を負う責務を有する。

学生の実習意欲を促進し、実習目標を達成できるよう、学生や学習の対象となる利用者への倫理的配慮を行っているかを常に自己評価し、実習目標・内容・指導方法を改善するよう努める。

５－２－４　研究指導

　看護研究指導においては、研究倫理についての十分な教育を実施する。また実施経過において、その確認・評価をする。研究指導のあらゆる段階において、教員による学生へのパワーハラスメントやアカデミックハラスメントが起こらないよう留意する。

６　組織としての責務

　学校は看護学教育に関わる組織として、次の責務を有している。

６－１　倫理の方針

看護学教育における倫理方針を検討、明文化し、具現化するシステムの構築に努める。

６－２　体制の整備

1. ハラスメント防止委員会（教育）

　 学校の教職員および学生等の教育・研究・就労若しくは修学における環境等の保

　護を目的として設置する。

1. 看護研究倫理審査委員会（研究）

　 看護研究における倫理を審査・検討する委員会として設置する。

1. 学校外の組織との調整

（１）実習施設との調整

臨地実習を行うにあたっては、実習施設と十分に話し合い、実習要綱を作成、整備していく。

また、学生が受け持つ「承諾書内容」の整備、およびその取り方、さらには実習記録の整備と個人情報の保護等、看護の受け手、および学生の権利の擁護を十分に配慮する。

（２）教員の実践力向上のための取り組み

 教員が学生に対して的確な教育・指導および評価ができるように、教員の看護実践能力および実践教育・評価能力を向上させるために、教員が主体的に臨地で看護実践を行いながら自己研鑽できる体制づくりを推進する。

附則

この倫理指針は、平成３１年３月１日から施行する。

　　　　　　　　ハラスメント防止委員会設置要綱

（設　置）

第１条　この規程は、石川県立総合看護学校（以下「学校」という。）におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応し、学校の教職員及び学生等の教育・研究・就労若しくは修学における環境等を保護することを目的としてハラスメント防止委員会（以下「委員会」という）を設置する。

（組　織）

第２条　委員会は、次の各項に掲げる７名以上で構成する。

1. 学校長
2. 庶務課　副校長
3. 教務課　副校長
4. 各学科　教務主任　３名
5. 庶務課職員　1名

２　委員は、男女両性で構成される。

３　委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させることができる。

（委員長）

第３条　委員会には委員長を置く。

２　委員長は学校長とする。

３　委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

（任　期）

第４条　委員の任期は１年とする。ただし再任は妨げない。

２　欠員により就任した委員は前任者の残任期間とする。

（会　議）

第５条　委員会は別段の定めがある場合を除き、委員の過半数の出席により成立する。２　委員会は年１回、また委員長が必要と認めた場合に随時、これを招集することができる。

（審　議）

第６条　委員会は教職員等に関わる次の事項を審議する。

1. ハラスメント防止に係る施策立案及び対策等に関する事項
2. ハラスメント防止に係る調査及び情報収集に関する事項
3. ハラスメント防止のための研修及び啓発活動に関する事項
4. ハラスメント調査会に関する設置に関する事項
5. ハラスメントの再発防止に係る改善策の検討及び実施に関する事項
6. その他ハラスメント防止に係る重要な事項

（対象と適用範囲）

第７条　学生（学校で教育を受けるすべての者）と教職員（勤務形態を問わず学校で就労するすべての者）が行う、又は行われるハラスメントに適用する。

２本学校の学生及び教職員に対して、学外者がハラスメントを行ったときは、解決のために適切な措置を講ずるよう強く求めるものとする。この規則は、授業時間、課外活動時間、勤務時間にかかわらず適用される。

（学校長の責務）

第８条　学校長は、学校におけるハラスメントの防止に関し、総括し、研修、啓発活動その他ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合には適切な措置を講じなければならない。

（監督者の責務）

第９条　教職員は、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

　（１）ハラスメントに関し、注意を喚起し、認識を深めさせること。

　（２）言動に充分な注意を払うことにより、ハラスメント又はハラスメントに起因す

る問題が生ずることがないよう配慮すること。

（教職員及び学生の責務）

第10条　学校の教職員及び学生は、ハラスメントを行ってはならない。

２教職員及び学生は、この規程に従い、ハラスメントの防止及び排除に協力し、並びに第12条の調査会の調査に協力しなければならない。

（相談窓口）

第11条　学校はハラスメントに関する相談に対応するために、「ハラスメント相談窓口」を設け相談員を置く。

２相談員は、相談者の話を聞き、アドバイスをしながら、今後取り得る解決策・救済方法を探り、相談者がどの方法を取るか、相談者自身が意思決定をするための助言をする。

３相談員は、相談内容が深刻でハラスメント防止委員会で審議する必要があると判断し、かつ相談者の了解が得られた場合には、その内容を委員会に報告する。

（調査会）

第12条　委員会は、「相談窓口」で受けた相談内容について事実関係を調査する必要があると認めた場合に、相談者本人の同意を得た上で、ハラスメント調査会を設置し、速やかに事実調査を実施する。事実調査に当たっては、人権保護に充分配慮しつつ、当事者及び関係者等から事情聴取を行う。ハラスメント調査会は調査結果を委員会に報告する。

（調査終了後の措置）

第13条　委員会は、ハラスメント調査会からの報告内容を審議した上、対応策を協議する。

２学校長は委員会の決定に基づき、必要な是正措置を講ずるものとする。

３学校長は学外者に対して、必要があると認めるときは、当該学外者の所属する組織に対して適切な措置を講ずるよう求めることができる。

４学校長は、規定に基づく措置を講じた場合は、相談者に対して当該措置の内容を報告するものとする。

（秘密保持義務等）

第14条　ハラスメントに関する相談において知りえた秘密や情報は漏らしてはならない。

２相談対応に当たっては、当事者及びこれに関係する者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重し、二次的ハラスメント等が起こらないよう努めなければならない。

（幹事及び書記）

第15条　委員会に幹事及び書記を置く

２　幹事及び書記は、設置要綱に基づき、関係部局の職員から学校長が指名する。

（雑　則）

第16条　この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

細　　則

（ハラスメントの定義）

1. 委員会において「ハラスメント」とは、相手方の人格の尊厳を傷つけるような

　言動によって相手方に不快感若しくは不利益を与え、又は相手方を差別的に取り扱い、

　若しくは不利益な取り扱いをすることによって相手方の人権を侵害し、学習、教育、

労働及び研究の環境を悪化させる行為をいう。ハラスメントには、セクシュアル・ハ

ラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント等を含むものとす

る。

２セクシュアル・ハラスメントとは、行為者の意図にかかわらず、性的な言動等によって相手方の意に反して、不快感、困惑、身体的・精神的苦痛を生じさせることをいう。

３アカデミック・ハラスメントとは、研究・教育の場において、優位な立場や権限を利用して、他の教職員及び学生の教育研究や学業の妨害等にいたる不適切な言動や差別的な待遇等を言う。

４パワー・ハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。

（ハラスメント調査会の設置）

第２条　ハラスメント調査会は学校長の指名をもって構成する

２　部会長は庶務課副校長または教務課副校長とする。

附則

この要綱は、平成３１年３月１日から施行する。